

## 「第四次千葉県地域福祉支援計画（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県健康福祉部健康福祉政策課

1 パブリックコメント実施期間 令和5年6月13日(火)～7月12日(水)

2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1名(8件)

### 3 提出された意見と県の考え方

通番	該当施策等 (該当ページ)	御意見	県の考え方
1	その他 (一)	<p>人権侵害と言えるかどうかはわかりませんが、精神障害当事者の家族で、精神障害当事者を見下げている人達がいて、非常に困っています。公的な会議の場で、当事者の目の前で、「当事者は何もできない。」とか、「ピアサポーターは仕事ができない。」とか、「当事者が社会を変えた例を知らない。」等と大声で発言し、自分達の主張を押し通そうとするので、専門家も何もできません。一人の家族が発言すると、他の家族も同調するので、収拾がつかなくなります。当事者だけでなく、専門家も押さえつけられてしまい、精神保健福祉関係の会議は家族の独壇場です。いつ机がひっくり返ってもおかしくない会議に思えます。市町村は、精神保健福祉士の資格を有する職員が少なく、知識や経験の不足で打開策を探れないのか、家族ファーストを許しがちで、家族の暴走を止められません。本来は当事者ファーストが基本ではないですか？県が家族教室を強化したり、市町村に応援職員を派遣したり、当事者組織結成を後押しする等、もっと当事者に寄り添った施策が展開されるべきです。せっかくピアサポーターが育っても、当事者組織が結成されても、こんな人達に潰されてはたまりません。特定の地域ばかりの問題ではないようですので、早急に対策を講じなければ、県全体に悪影響を及ぼしますし、県庁内で開催されている会議でも、同様の問題が起きていないか、心配です。こういう問題は、特定の個人が対象ではないため、どこにも相談できず、解決を図れません。一般県民への啓発も大事ですが、家族への啓発が最優先です。残念ながら、現状では「最も当事者を理解していないのは家族」と言わざるを得ません。</p>	<p>様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしているよう、地域福祉活動を推進するとともに、県が主催する会議等においても、精神障害を抱える当事者の気持ちに最大限配慮した議論が行われるよう努めてまいります。</p>

通番	該当施策等 (該当ページ)	御意見	県の考え方
2	その他 (一)	<p>東京2020パラリンピック競技大会の変なレガシーを残さないでいただきたいです。パラスポーツの行事に参加した人から、「障害者のことがよくわかりました。」と言われることがあります。正直腑に落ちません。外見からわかりやすい障害ばかりがクローズアップされている傾向を強く感じます。パラリンピックは聴覚障害者と精神障害者が除外されています。聴覚障害者にはデフリンピックがありますが、精神障害者にはそのレベルのスポーツ大会はありません。ですから、精神障害者の中には、「パラスポーツ」という言葉自体に抵抗を持っている人もいます。別の言い方はできないもののでしょうか？もちろん、精神障害者の中にも、スポーツ好きな人はいます。パラリンピックやデフリンピックには及びませんが、全国障害者スポーツ大会等、精神障害者が出場できるスポーツ大会もあるので、そういう大会のアピールも積極的にしていただきたいですし、是非福祉教育の中でも、その旨触れていただきたいです。</p>	<p>パラスポーツは障害のある人のために考えられたスポーツである一方、障害のあるなしに関係なく誰もが取り組めるスポーツについて広く表す言葉となります。</p> <p>また、日本パラスポーツ協会では令和4年3月に「障害者スポーツ」という言葉から連想される福祉やリハビリのイメージを変えようと「障害者スポーツ」から「パラスポーツ」に名称変更を行いました。</p> <p>県としては東京2020パラリンピックをきっかけに、たくさんの県民の方にパラスポーツを知っていただいたことから、引き続き、パラスポーツの認知度向上や様々な障害への理解を促進し、共生社会の実現に向け努めてまいります。</p> <p>精神障害のある方が出場できる県内最大の障害者スポーツ大会、「千葉県障害者スポーツ大会」及び、全国的な祭典である「全国障害者スポーツ大会」については、引き続き、障害のある方の参加を促進するとともに県民への周知・理解に努めてまいります。</p> <p>また、学校においても様々な教育活動を通じて、障害者理解の促進について努めてまいります。</p>
3	その他 (一)	<p>介護人材・障害福祉人材を確保したいのなら、ピアヘルパーを養成し、活用するのも一つの方法です。障害者だからといって、常にケアされる側ではありません。高齢障害者・重度障害者のケアを、障害者自身が担ってもいいはず。ピアヘルパーが養成・活用されれば、障害者の就労の機会も増えるので、一石二鳥ではないでしょうか？県内各地で、ピアヘルパーの養成研修が開催され、雇用する事業所が増えることを期待します。ピアヘルパーの養成研修やピアヘルパーを雇用する事業所には、何らかの助成金が用意される必要性を強く感じます。また、ピアヘルパーの養成・活用のノウハウも、先進例から伝授されるように努めなければならないと思います。</p>	<p>県では、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を行うため、障害者ピアサポート研修を実施しています。</p>

通番	該当施策等 (該当ページ)	御意見	県の考え方
4	その他 (一)	「人権問題研修会支援事業 担当講師」に、精神障害者の有名人も加えていただきたいです。一般の精神障害者が地域のイベントで体験談を話しても、一部の特別な人と見られがちで、誰にでも精神障害者になる可能性があり得るのに、それが理解されません。県の仲介で、相場より安い講師料で、このような方々の講演会が開催できるようになるのを期待しています。対面での講演だけでなく、zoomでの講演や、ご本人が直接講演するのが難しい場合にはビデオメッセージをお寄せいただく方法等が考えられます。一般県民への啓発はもちろん、県内各地の精神障害者にとってはロールモデルにもなりますし、リカバリーにもつながっていきますので、是非ご検討をお願いいたします。	県では、人権問題研修会支援事業の講師登録に当たり、人権分野に専門的な知識を有しており、講師等として経験がある方などに講師の登録をお願いしております。 講師登録に当たり、御意見を今後の参考とさせていただきます。
5	その他 (一)	ひきこもりの状態にある人は、必ずしも障害者とは言えないのですから、障害者福祉の部署だけで支援するには、限界があるはずで、正真正銘の障害者への支援がおろそかになっても困ります。県庁内に「ひきこもり支援課」等、名称はともかく、ひきこもりの状態にある人を専門に支援する部署を、是非創設してください。	県では、ひきこもり状態にある方の支援に関して、庁内の関係課（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）が連携し、取り組んでおります。引き続き、よりよい支援の体制を検討してまいります。
6	その他 (一)	DWA Tについての周知が足りないと思います。市民防災訓練に参加しても、全然広報されていません。市町村の福祉関係の会議で、災害時のことが議論されていても、誰も口に出しません。せっかく結成されたのですから、知ってもらい、万一の時は利用されないと、もったいないです。知的障害者や外国人にも伝わるよう、チラシのわかりやすいバージョンも配布する等、もっと積極的に広報する必要性を感じます。	DWA Tチラシの内容については、要配慮者の方にとっても分かりやすい内容となるよう、御意見を今後の参考とさせていただきます。またDWA Tについてより広く県民に知っていただけるよう、引き続き、防災訓練等において周知広報活動を進めてまいります。
7	その他 (一)	まだまだ福祉系国家資格を取得できる国立大学は限られていて、昭和の時代とさほど変わっていません。いわゆる私学頼みの状態が続いていますが、私学は学費が高く、入学したくても手の届かない人もいます。奨学金は借金ですから、利用できたとしても、返済が大変です。こんな中で福祉人材を増やすのは無理ですが、人材は育てなければ増えません。国が動かないなら、県が動くしか、方法はありません。福祉系の県立大学または県立専門学校を創設し、福祉人材を育てましょう。ゼロからキャンパスを建てなくても、小・中・高の空き教室を有効活用すればいいんです。思い切って、夜間や通信のコースのみの、社会人専用の人材育成の場としても、良いのではないのでしょうか？まずは地域を指定し、試験的に1クラスから始めてみていただきたいです。	現在県内には専門学校や大学等の介護福祉士等養成校が10校あるほか、複数の県立高校に福祉系の資格を取得できる福祉科や福祉系コースが設置され、福祉人材の育成が行われています。また、千葉県社会福祉協議会では、一定期間県内で介護の業務等に従事することで返済が免除される介護福祉士等修学資金の貸付等、福祉系の資格取得を目指す方々の支援を行っているところです。今後も喫緊の課題である福祉人材の確保に向けて、取組を実施してまいります。

通番	該当施策等 (該当ページ)	御意見	県の考え方
8	その他 (一)	<p>インクルーシブ教育と言うなら、高等教育段階でも同じだと思いません。障害学生支援が積極的に行われなければなりません。特に、高等教育機関在学中に、人生の途中で障害者となった学生への支援が不十分です。障害者になったからといって、卒業や資格取得への道が閉ざされることのないよう、私学助成金等が障害学生のために十二分に使われ、専任の障害学生支援コーディネーター等の必要な人員配置だけでなく、キャンパスダイケアのようなハード面もしっかり整備されるよう、県が高等教育機関をチェックする体制が不可欠です。また、場合によっては、アメリカのADAディレクターのような立場の専門家を、県から高等教育機関に派遣できるようにもしていただきたいです。</p>	<p>高等教育機関に対する指導等は、文部科学省において実施しているところでは、</p> <p>なお、障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉や教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行ってまいります。</p>